

岩手県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成26年岩手県告示第437号）で公示した公共測量を終了した旨宮古市長から次のとおり通知があった。

平成29年5月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市田老地内
- 2 実施した期間 平成26年6月1日から平成28年12月9日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び街区・画地確定測量）